

令和6年度税制改正要望書

一般社団法人 徳島県法人会連合会

令和5年6月6日

1. 総論

令和5年度の税制改正では、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、NISAの拡充・恒久化が行われるとともに、スタートアップ・エコシステムを拡充的に強化するための税制上の措置が講じられた。また、より公平で中立的な税制の実現に向けて、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置の導入、資産移転の時期の選択によりより中立的な税制の構築が行われた。さらに、中小企業関係では①法人税の軽減税率の特例期限の延長、②中小企業投資促進税制等の見直し・延長等が行われた。

なお、税制改正大綱では、「防衛力強化に係る財源確保のための税制措置」として、「我が国の防衛力の拡本的な強化を行うに当たり、歳出・歳入両面から安定的な財源を確保する。税制部分については、令和9年度に向けて複数年かけて段階的に実施することとし、令和9年度において、1兆円強を確保する。具体的には、法人税、所得税及びたばこ税の増税について、施行時期を令和6年度以降の適切な時期とする」こととされている。

国の令和5年度予算における一般会計の規模は、114.3兆円と令和4年度当初予算額107.5兆円と比べ6.7兆円増となり、10年連続で過去最大を更新している。なお、令和4年度補正予算後の歳出は139.2兆円、新規国債発行額は62.5兆円となっている。また、令和5年度末の国及び地方の長期債務残高は1,279兆円となる見込みであり、債務残高の対GDP比率では、主要先進国中最悪の水準が続いている深刻な状況にある。

このように、財政再建は喫緊の課題であるが、令和6年度税制改正要望については、コロナ禍の社会経済活動への影響が長期化する中で、更に、エネルギーや原材料を中心とした急激な物価上昇が重なるなど、中小企業を取り巻く環境は非常に厳しく、ますます先の見通せない不安定な経営を強いられており、影響を受けている企業への支援策や経済活性化対策が緊急課題である。

特に、地方の中小・零細企業は厳しい状況下にあっても、地域経済の担い手であり、地域における事業と雇用が失われることなく、中小企業が将来に希望を持てる持続化・活性化に資する税制が是非とも必要である。以下要望事項を明記したので、実現を期していただきたい。

2. 税・財政改革等基本的な課題に対する意見要望

我が国財政は先進国の中でも突出して悪化している状況にあるにもかかわらず、財政健全化に向けた取り組みは進んでおらず、最も重要なのは失われた財政規律の回復に真正面から取り組むことが必要である。

(1) 社会保障制度の抜本的な見直しについて

令和5年度予算における社会保障関係費は36兆8,889億円で、一般歳出に占める社会保障関係費の割合は、50.7%と極めて高くなっている。しかも団塊世代が後期高齢者となる2025年、現役世代が大幅に減少する2040年に向けて、財源調達ベースとなるGDPの伸びを大きく上回って増加していく。特に増加が著しい年金、医療、介護については給付の「重点化・効率化」によって可能な限り抑制するとともに、現状の「低負担：中福祉」から「中負担：中福祉」への適正な負担を求めるなど、小手先の見直しだけでなく、受益と負担の均衡がとれた社会保障制度を一刻も早く構築していくこと。

(2) 徹底した行財政改革について

新型コロナウイルスの社会・経済への影響の長期化に加えてエネルギーや原材料の高騰によって社会・経済の疲弊は目を覆うばかりの状況にあっても、民間企業は血のにじむような企業努力をしており、政府においては、公務員の人員削減・国会議員や地方議員の大胆な定数削減及び報酬削減、特別会計と独立行政法人の無駄の削減等行政改革を断行し、無駄な歳出は徹底的に排除すること。

(3) 社会保険料の負担について

社会保険方式を中心としている我が国の社会保障制度において、企業は事業主負担という形で社会保険料を拠出しておらず、その総額は、2022年度予算で34.8兆円（2020年度33.8兆円）と社会保障給付費の27.6%を占めている。企業は、大幅な賃上げ要請や設備投資を求められるとともに、欠損法人も多く厳しい経営環境の中、被保険者の対象拡大も進むなど、一方的に引き上げられる社会保険料負担は極めて重いものがある。

これ以上の負担増は、企業の活力が失われ経済全体にとってマイナスとなるので、早急に見直しを図ること。

(4) 消費税について

令和元年10月から消費税の軽減税率が導入されたが、区分経理等事業

者の事務負担が大きく、対象品目の判定も複雑であり、逆進性の緩和における実効性にも疑問が残る。税の三原則「公平・中立・簡素」に照らしても問題が多く、単一税率とすることが望ましい。

また、令和5年10月から適格請求書等保存方式（インボイス方式）が導入されることとなっているが、導入の根拠の一つが複数税率にある中で複数税率自体に大きな課題があることから、複数税率を廃止すればインボイス制度は不要である。

なお、消費税取引の基本となる課税取引の確認は現行の帳簿及び請求書等で十分対応可能である。

（5）マイナンバー制度について

平成28年1月からマイナンバーカードの運用が開始され、マイナポイント付与の推進策等により、カードの交付率は67.0%（令和5年3月末現在）と増加しているものの、マイナポイントの取得のみに終始しており、マイナポータル等での利用も進んでいない。また、登録ミス等による不正確な情報が記載された証明書の発行等の問題も発生している。このような状況のなか、先日（6月2日）の参議院本会議で、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を含む法改正が可決・成立した。マイナンバー制度は行政の効率化、国民の利便性の向上、公平公正な社会の実現のための社会基盤であり、有益な制度であるが、国は、国民に対してカード取得を半ば義務ととられかねないような拙速な推進を行うことなく、本制度の意義や仕組み等について再度十分な周知を行い、現状の人為的・システム的な不具合を改善・改修したうえで、データ漏洩等の不安を払拭し国民に信頼される制度として定着化に向けて一層取り組んでいく必要がある。

3. 新型コロナウイルスからの経済再生支援について

新型コロナウイルスの影響によって地域における事業と雇用が失われる事が地域経済にとって最も影響が大きいことから、事業者が事業を継続できるよう税制面で可能な支援は積極的に実施すべきである。

特にコロナ禍で甚大な影響を受けた飲食業界を支援するためにも、交際費課税における限度額の拡大が求められる。

交際費については、接待飲食費の50%は損金算入が認められている。中小法人においては定額控除限度額800万円との選択制とされているが、社会・経済活動の正常化に向けて、飲食事業者の救済に加えて経済刺激策とするためにも、令和6年4月1日以後開始する事業年度からすべての法人について3年間は接待飲食費の全額を損金算入とすべきである。

4. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、少子高齢化や人口減少社会の急速な進展等を踏まえ、経済社会の大きな構造変化等にどのように対応していくべきか、税制全体を捉えた抜本的な見直しが求められる。

5. 税目別課題に対する個別要望

(1) 法人税制

1) 法人税の軽減税率について

中小法人に対する法人税の軽減税率の特例（15%）は、2025年（令和7年）3月31日まで延長されているが、これを時限措置ではなく本則化するよう求める。

また、昭和56年以来800万円に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を1,600万円まで引き上げるよう求める。

2) 中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について

少額減価償却資産の取得価額を30万円とし、損金算入額の上限（年間取得合計額300万円）を撤廃するよう求める。

3) 南海トラフ巨大地震による被害から復興・再生を図るための実効性のある措置について

南海トラフの巨大地震が近い将来、日本列島を襲うことが予測され、被災地域の企業は甚大な被害を受け、サプライチェーンが分断され、国内経済に多大な影響を与えることが懸念される。令和5年度税制改正でも、中小企業の防災・減災投資促進税制は対象資産の見直し及び延長がなされたところであるが、さらに、次のとおり制度の拡充を求める。

- ① 特別償却率を引き上げ、即時償却（最低でも50%）とすること。
- ② 必要な資金を準備金として積み立てた場合、その積立額を損金算入可能とすること。
- ③ 準備金を取り崩して再開投資を行う場合、特別償却を可能とすること。

4) デジタルトランスフォーメーション（DX）、グリーントランスフォーメーション（GX）の推進について

時代に即したイノベーションの創出、デジタル化の推進、生産性の向上へ中小企業が果敢に取り組めるよう後押しできる税制の整備が不可欠である。

また、中小企業の成長を阻害するようなカーボンプライシングの導入には、丁寧な議論により最適を追求すべきである。

(2) 事業承継税制

- 1) 事業承継税制については、中小企業の円滑な世代交代を促進するため、10年間の特例措置として抜本的に拡充されているが、欧米諸国においては、「事業承継を優先させる」ことを主眼とし、事業用資産と一般資産を区分し、事業用資産の課税を控除あるいは軽減する税制となっている。わが国においても欧米諸国並みの本格的な事業承継税制の創設を求める。
- 2) 事業承継税制の贈与税における贈与者の要件について
現行の税優遇制度を受けるには、先代経営者が代表権を喪失することが要件となっているが、信用力の観点で、金融機関等から先代経営者の代表権維持を要望されることがあり、企業が事業承継をためらう要因ともなっている。
そのため、事業承継税制の認定要件である、先代経営者の代表権喪失要件について、年次報告が必要な5年間は、代表権を維持することができるようすること。

(3) 相続税・贈与税

令和5年度改正で、相続時精算課税制度の見直しが行われ、制度の利便性の向上が図られたところではあるが、高齢世代が保有する資産に対する再分配機能が十分に確保されたとは言い難く、更なる利便性の向上が求められる。

(4) 個人所得税制

- 1) 各種控除制度の見直し
各種控除については、社会構造の著しい変化に伴い、世帯の類型や就労形態が大幅に変化・多様化しているため、合理的なものに見直すべきである。
- 2) 少子化対策
少子化対策は、保育所の充実など財政・行政面で総合的な施策を講じるとともに、税制面においては児童に対する税額控除など給付付き税額控除制度の創設や、N分N乗方式等の導入など抜本的な方策が求められる。

(5) 印紙税

デジタル化の推進により、ペーパーレス化が急速に進行していく中において、文書作成の有無による課税は公平性を欠くことになるので印紙税の

速やかな廃止を求める。

(6) 地方の税制

1) 固定資産税

地価は全国ベースで上昇傾向にあるものの、地方では低下傾向が続いていることから、固定資産税の負担増が懸念される。このため、評価方法及び課税方式を社会の現状に即したものへ抜本的見直しを求める。

- ① 土地の評価は収益還元価格で評価すること
- ② 居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す
- ③ 債却資産については、廃止を含めて抜本的に見直す

特に非課税の範囲を少額減価償却資産（30万円）と同額とする

2) 外形標準課税

中小企業への適用拡大については、地域経済に甚大な影響を及ぼし、経済・社会の発展を阻害しかねないことから断固反対する。

3) 事業税

電気供給業への収入金に対する課税については、国が再生可能エネルギーの普及促進を進めていることからも、中小企業等における太陽光発電等の副業的な事業規模は課税対象から除くべきである。

(7) その他

1) 電子申告

法人税の電子申告（e-Tax）について、利用者の一層の利便性向上のため、地方税の電子申告（e-L Tax）との統一的な運用を図るべきである。

以上